

福岡県公報

平成17年7月25日
第2416号

目次

告示(第1441号-第1444号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2

告示

福岡県告示第1441号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三井郡大刀洗町大字下高橋字丸石3539番1、3543番、3542番1、3556番2、3557番3、3557番4、3558番5及び3559番並びに字馬屋元3576番2、3569番1、3574番3及び3574番5並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市南一丁目14番11号
株式会社西日本測量設計 代表取締役 植原 慎一

福岡県告示第1442号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)及び第15条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成17年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
株式会社産興
 - (2) 所在地
福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号
 - (3) 代表者
代表取締役 住吉 孝介
代表取締役 原 英司
- 2 行政処分の内容
 - (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
 - (2) 産業廃棄物処分業の許可の取消し
 - (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
 - (4) 産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し
- 3 処分の年月日
平成17年6月24日
- 4 処分の理由
旧法第15条の3(現法第15条の2の6)の規定に基づき本県が発出した改善命令の履行期間中に、法第14条の2第1項の規定に基づく許可を受けることなく、産業廃棄物を中間処理工程を経ずに最終処分場に埋立処分し、もって産業廃棄物の処分の事業の範囲を変更したため。

福岡県告示第1443号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人文化財保存工学研究室

(2) 代表者の氏名

土田 充義

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区壱岐団地124番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、文化財建造物及び歴史的町並みに対して、保存と活用に関する事業等を行い、建築文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
甘 木	500号	甘木市大字江川1674番16先から 同市大字江川1677番3先まで

甘 木	500号	甘木市大字江川1677番3先から 同市大字江川2071番2先まで
甘 木	386号	朝倉郡筑前町長者町463番1先から 同郡同町長者町429番1先まで